

参考資料(年金)

平成23年5月23日

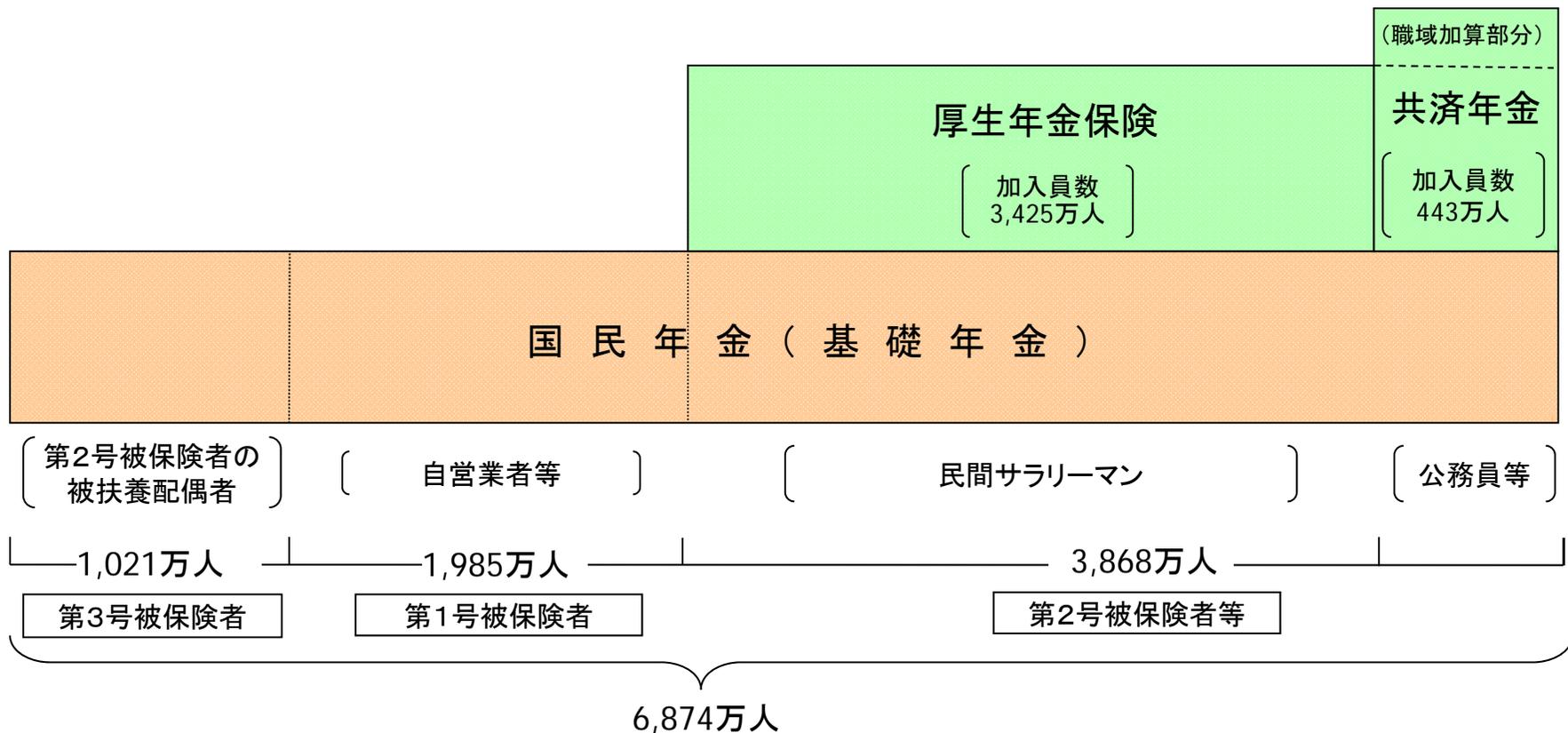
厚生労働省

現在の公的年金制度の現状と課題

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月現在 月15,020円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年9月現在 16.058% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

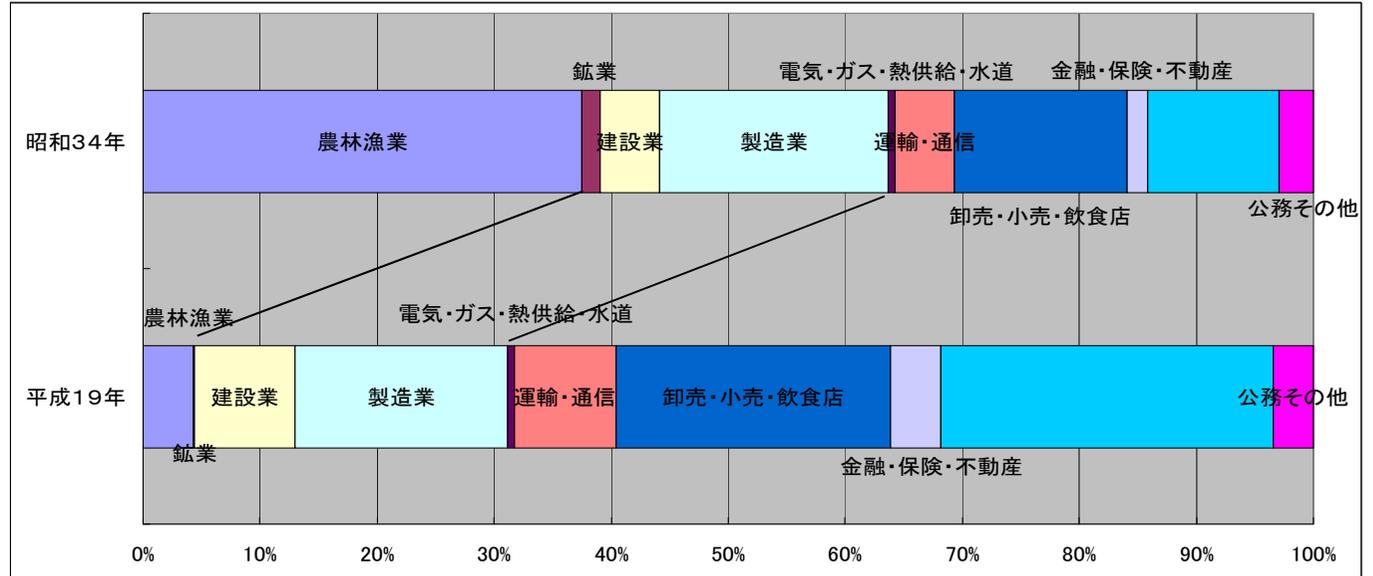
○ 被保険者数(公的年金制度全体)	6,874万人(平成22年3月時点)
○ 受給権者数(公的年金制度全体)	3,703万人(平成22年3月時点)
○ 国民年金保険料	15,020円(平成23年度) ※ 保険料納付率:60.0%(平成21年度)
○ 厚生年金保険料率	16.058%(平成23年9月分(10月納付分)から16.412%)
○ 年金額	老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度) ※ 平均額:月5.4万円(平成21年度)
	老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額) ※ 1人あたり平均額:月16.5万円 (基礎年金を含む、繰上げ・繰下げ等を除く)(平成21年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	32.1兆円(平成22年度予算ベース)
○ 国庫負担額(公的年金制度全体)	11.2兆円(平成22年度予算ベース)
○ 給付費(公的年金制度全体)	51.4兆円(平成22年度予算ベース)
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	128.3兆円(平成21年度末、時価ベース)

就業構造の変化

国民年金制度が発足した昭和30年代と現在を比べると、産業構造や就業構造は大きく変化している。

産業別有業者割合の変化

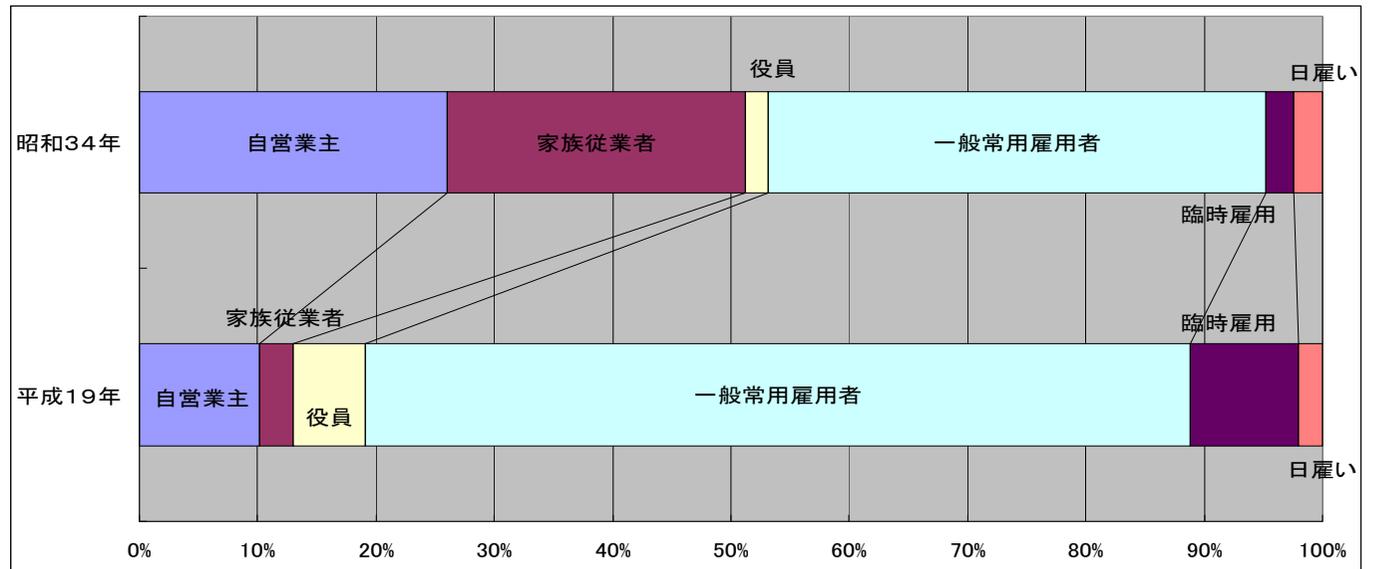
第1次産業は大きく減少し、第3次産業が全体の約7割を占めるに至っている



従業上の地位別有業者割合の変化

自営業者と家族従業者は大きく減少し、雇用者が増大している
臨時雇用も増大している

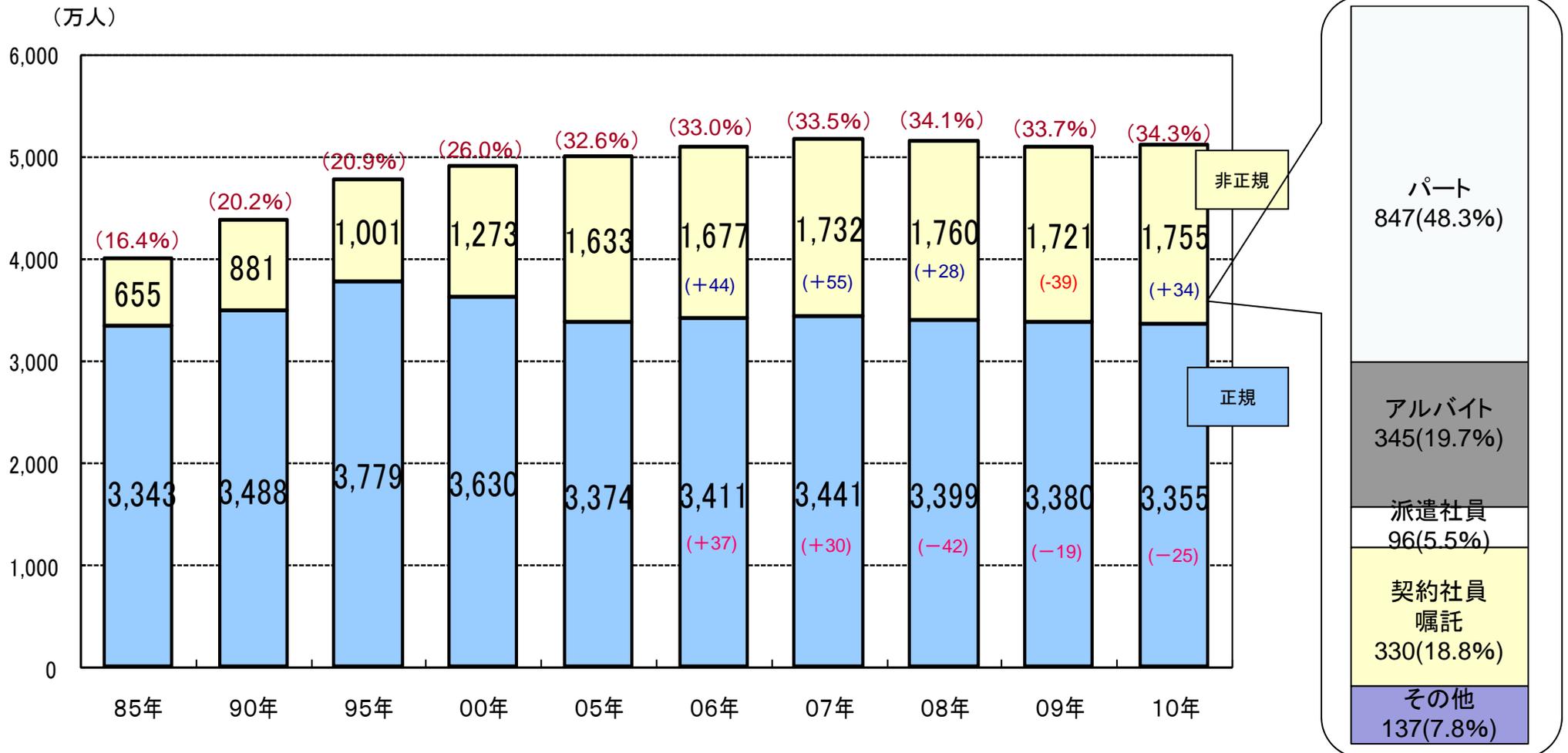
(注)臨時雇用: 1ヶ月以上1年以内の雇用契約で雇われている者



資料出所: 総務省「就業構造基本調査」

正規労働者と非正規労働者の推移

- 正規の職員・従業員は近年減少傾向。
- 2010年において、非正規の職員・従業員割合は、比較可能な2002年以降で最高の水準。
- 2010年において、派遣労働者は前年に比べ12万人減少。



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。
 注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(39.4%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

(単位:%)

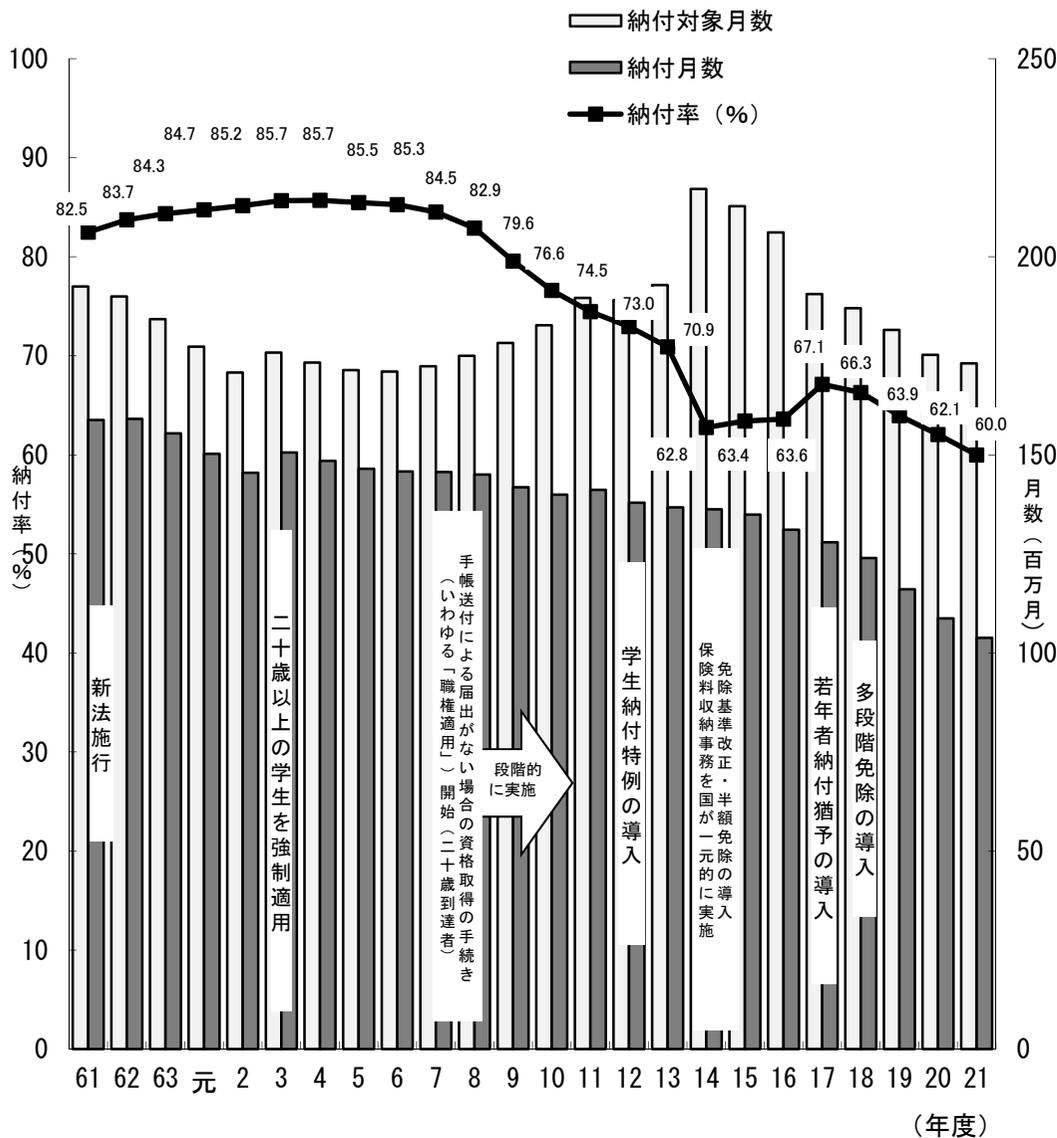
	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
自営業主	22.6	17.8	17.7	15.9
家族従業者	11.3	10.1	10.5	10.3
常用雇用	9.8	10.6	12.1	13.3
臨時・パート	16.6	21.0	24.9	26.1
無職	34.9	34.7	31.2	30.6
不詳	4.8	5.7	3.6	3.8

※【常用雇用】正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者のことをいう。

【臨時・パート】自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当

資料出所:厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

平成21年度の国民年金保険料の納付率等について



- ①平成21年度の現年度納付率は、**60.0%**
(対前年度比△2.1ポイント)
- ②平成19年度の最終納付率は、**68.6%**
(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)
(平成21年度末時点)

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、19年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%			
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%		
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%	
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%
20年度分保険料					62.1%	65.0%
21年度分保険料						60.0%